

附属機関等の委員の公募について（案）

附属機関等の名称	西蒲区自治協議会
所掌事務	(1)区の地域課題のうち、市長やその他の市の機関によって諮問されたもの及び区自治協議会が必要と認めるものを審議し、意見を述べること。 (2)地域における重要な計画など、条例で定める区自治協議会の意見を聴かなければならない事項を審議し、意見を述べること。 (3)区民等と市との協働の要として、区民等の参画を通じて多様な意見を調整し、その取りまとめを行うとともに、地域課題の解決及び情報の共有に努めること。
委員任期	2年（令和3年4月1日～令和5年3月31日）
会議の開催予定等	年12回程度の開催を予定（そのほか必要に応じて部会等を開催） 委員報酬として会議1回につき3,000円を支給
募集人数 委員総数	2人（委員総数30人）
応募資格 ・基準日	令和3年4月1日（委嘱予定日）時点で、次の全ての要件を満たしている方。 ①本市西蒲区内に在住し、満18歳以上の方 ②本市職員及び本市議会議員ではない方 ③本市の他の附属機関等の委員ではない方 ④西蒲区自治協議会の公募委員として、過去に2期活動されたことのない方
応募方法 ・期間	住所、氏名（ふりがなを記載）、生年月日、連絡先を記載したものに「地域への私の思い」をテーマとした小論文（800字以上1,200字以内）と活動歴を添えて、下記の問い合わせ先に直接お持ちいただくか、郵送、ファックス、E-mailにより、令和3年1月13日（水曜日）正午（必着）までにご応募ください。 受け付け確認後、3日以内（閉庁日を除く。）に受け付け確認の連絡をいたしますので、連絡がない場合は必ずお問合わせください。 ※活動歴は、ホームページからダウンロードしていただくか、下記の問い合わせ先に直接取りに来てください。
選考方法	西蒲区自治協議会委員の一部で構成する「委員推薦会議」において、提出いただいた小論文及び活動歴を審査（必要に応じ面接等を実施）することにより選考します。
問い合わせ先	〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲2690番地1 西蒲区役所 地域総務課 地域・安心安全グループ TEL 0256-72-8156 FAX 0256-72-6022 E-mail chiikisomu.nsk@city.niigata.lg.jp

(案)

教育

防犯

福祉

観光



みんなで話そう！ 西蒲区のまちづくり！

～西蒲区自治協議会公募委員募集！～

西蒲区自治協議会とは、各地域コミュニティ協議会や公共的団体などからの選出者、有識者、公募委員などで構成されており、区民に身近なまちづくりや地域課題解決のため、区役所と連携し、多様な意見の調整や取りまとめを行い、区民と行政との「協働の要」としての役割を担っています。

あなたが思い描く西蒲区の未来と一緒に、楽しく、話し合しましょう！

応募資格

西蒲区内在住で満18歳以上
(令和3年4月1日現在)
の人で、本市の他の附属機関などの委員、市議会議員、市職員でない人
※西蒲区自治協議会の公募委員として過去に2期活動した人は、応募資格がありません

開催頻度

会議を毎月1回程度開催
※出席時に日額3,000円
(控除前)を報酬として支給

任期

令和3年4月1日～令和5年3月31日
(2年間)

募集人数

2名

応募方法

住所・氏名・生年月日・連絡先を記載したものに、「地域への私の思い」をテーマとした小論文(800字以上1,200字以内)と活動歴を添えて、西蒲区役所地域総務課までご提出ください。

◎ 締切：令和3年1月13日(水) 正午必着

【お問合せ先】

西蒲区役所地域総務課
(西蒲区自治協議会事務局)
TEL：0256-72-8156

Email:chiikisomu.nsk@city.niigata.lg.jp

★申込等の詳細は西蒲区HPへ！

QR